

退職手当金給付決定通知書からの「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」の作成方法

①

(様式第4号)

神戸市社会福祉協議会
社会福祉施設職員退職手当共済事業
退職手当金給付決定通知書

年 月 日

法人名	
施設番号	施設名
	施設長

下記のとおり退職手当金を決定いたしましたので通知します。

加入者番号	(フリガナ) 加入者氏名	就職年月日 (d)	加入年月日	退職年月日 (e)	退職理由
00242		2013/11/01	2013/11/01	2026/1/10	普通退職
給付金の種類	受給者氏名	受給者の住所			
一般退職	加入者との続柄 本人	郵便番号	電話番号		

口座振込金融機関	預金の種類	口座番号	口座名義人
銀行 支店			

給付金額	①支払われる退職給付金額	計算式						
539,427 円		退職手当給付金額	=	前年度末時点の基準額 [A]	+	[A] × 0.02 × 当年度の加入月数 ÷ 12	+	当年度の施設負担金・個人掛金合計
個人掛金分	228,315	(539,427 円)		(484,716 円)		(6,463 円)		(48,248 円)
源泉徴収票の支給金額 (a)	311,112							
前年度末時点の退職給付引当金額	275,961							
	2021年3月31日							

※給付金額計算方法については、事業規程第6章給付及び令和3年4月1日付附則参照

(a)“源泉徴収票の支給金額”＝源泉徴収票に記載する支払金額。
0 の場合は源泉徴収票作成不要。

退職手当金給付決定通知書に、一定条件を満たす場合の源泉徴収票作成例を印字してお送りしますが、そのまま使用せず、参考にしていただき、個別の状況に応じて各々作成してください。

令和 年分 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	←現住所				
	令和 年 1月1日の住所	←退職手当が支払われる年の1月1日の住所 (現住所と異なる場合記入)				
	氏名 (役職名)					
区	分	番号	支払金額	源泉徴収税額	特別徴収税額	
			(a)		市町村民税	道府県民税
所得税法第201条第1項第1号並びに地方税法第50条の6第1項第1号及び第328条の6第1項第1号適用分					←当年中に他の退職手当を受けていない場合は1段目に	
所得税法第201条第1項第2号並びに地方税法第50条の6第1項第2号及び第328条の6第1項第2号適用分					←当年中に他の退職手当を受けた場合は2段目に	
所得税法第201条第3項並びに地方税法第50条の6第2項及び第328条の6第2項適用分					←申告書の提出がない場合は3段目に	
退職所得控除額		勤続年数	就職年月日	退職年月日		
(b)		(c)	(d) 年 月 日	(e) 年 月 日		
(摘要)						
支払者	住所(居所)又は法所在地	施設または法人				
	氏名又は名称					
		(電話)				

次頁④参照

次頁③参照

次頁②参照

②	<p>≪「退職所得の受給に関する申告書 兼 退職所得申告書」の提出がある場合≫</p> <p>※全国共済併給の場合は、全国共済様式に申告書は含まれている</p> <p>『退職手当金給付決定通知書』と<u>申告書</u>の内容を確認のうえ、支給金額が0でなければ、源泉徴収票を作成する。</p> <p>1)就職年月日(d) 他法人・他施設からの継続加入の場合、就職年月日は市共済加入当初の日付になっています。申告書・源泉徴収票にも当初の就職年月日を記入し、勤続年数を計算してください。</p> <p>2)退職年月日(e)</p> <p>3)<u>申告書 A 欄</u> 退職の区分(一般/障害、生活扶助の有無) 「障害」の場合、障害者手帳(写)、「生活扶助有」の場合生活保護決定通知書(写)添付が必要。</p> <p>4)<u>申告書 B～E 欄</u>への記載の有無</p>						
③	<p>(d)就職年月日と(e)退職年月日から、勤続年数(c)を計算する。1年未満の端数が生じたときは、これを1年として計算する。例)8年1か月→9年</p>						
④	<p>③で求めた勤続年数により、下表参照のうえ退職所得控除額(b)を計算する。②の3)4)等により計算が異なる場合がある。他に退職所得がある場合は合算し、退職所得と退職所得控除額との関係により、課税所得額が決定される。</p> <p>退職所得控除額(勤続年数によって計算)</p> <table border="1" data-bbox="217 927 1433 1122"> <thead> <tr> <th>勤続年数(=Y)</th> <th>退職所得控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20年以下</td> <td>40万円×Y(=勤続年数) (80万円に満たない場合には、80万円)</td> </tr> <tr> <td>20年超</td> <td>800万円+70万円×(Y-20年)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 障害者になったことが直接の原因で退職した場合の退職所得控除額は、上記の方法により計算した額に、100万円を加えた金額となる。 2 前年以前に退職金を受け取ったことがあるとき、同一年中に 2 か所以上から退職金を受け取るとき、役員が退職金を受け取るとき等は、控除額の計算が異なることがあるので、ご不明な点は税務署・税理士にご確認ください。</p>	勤続年数(=Y)	退職所得控除額	20年以下	40万円×Y(=勤続年数) (80万円に満たない場合には、80万円)	20年超	800万円+70万円×(Y-20年)
勤続年数(=Y)	退職所得控除額						
20年以下	40万円×Y(=勤続年数) (80万円に満たない場合には、80万円)						
20年超	800万円+70万円×(Y-20年)						
⑤	<p>市共済のみの場合は、退職所得控除額>退職所得で課税所得 0 になるため税額は0になるが、他の退職手当と合算する場合等で課税所得がある時は、税額を計算し、源泉徴収税額・特別徴収税額を記入。</p>						
⑥	<p>申告書は、源泉徴収票とともに退職後7年間施設にて要保管。求めがない限り税務署への提出不要。 法人の役員への退職手当の源泉徴収票については税務署と市町村へも提出。 住民税がかかる方については特別徴収税額納入内訳書を市町村へ提出。</p>						
⑦	<p>申告書の提出がない場合は、収入金額に対して 20.42%の所得税を源泉徴収する(本人が確定申告すると還付される)。</p>						

※退職所得の源泉徴収票・特別徴収票記載方法、各欄の記載要領について(参照)

⇒ <https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hotei/tebiki2025/PDF/03.pdf>

【参考 URL】国税庁ホームページ

「退職手当等に対する源泉徴収」 <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/gensen/2732.htm>

「タックスアンサー(よくある税の質問)/所得税/No.1420 退職金を受け取ったとき(退職所得)」

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1420.htm>

「令和 7 年版 源泉徴収のあらまし 退職所得の源泉徴収事務」

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/aramashi2024/index.htm>

「令和 7 年版 源泉徴収のしかた 退職所得の源泉徴収事務」

https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/shikata_r07/pdf/08.pdf

提出範囲・提出方法（令和7年4月1日改正）

退職所得の源泉徴収票は「役員」に限り、所轄税務署や市区町村への提出義務がありました。

改正後、この範囲が「すべての居住者」に拡大され、役員だけでなく従業員についても提出が必要となります。

令和8年1月1日以降に支払う退職金に係るものから適用が開始されます。

番号欄への記載 <新設>（令和7年4月1日改正）

令和8年分から適用される新様式の退職所得の源泉徴収票には、「番号欄」が新設されました。

この欄は、支払われる退職手当等の種類に対して番号を記入する仕組みです。

ただし、一般退職金(下記の番号1から番号4にあたらないもの)のみを支払う場合は、番号欄は空欄のまま提出可能です。通常の退職金支給では「番号なし」で対応できます。

- ・番号1：法第31条《退職手当等とみなす一時金》関係
確定給付企業年金法等の規定に基づいて支払われる一時金
- ・番号2：令第72条第3項第7号
《確定拠出年金(企業型DC・iDeCo)の老齢給付金一時金》関係
企業型DCとは、企業が従業員のために掛金を積み立て、従業員がその資産を運用して老後資金を形成する、確定拠出年金(DC)制度。
積み立てた資金を老齢給付金として一時金で支給する場合
- ・番号3：令第84条第1項《特定譲渡制限付き株式等の経済的利益》
- ・番号4：令第84条第3項《ストックオプションの権利行使益》
- ・番号5：一般的退職手当等 + 番号3 通常の退職金に加え、特定譲渡制限付株式の利益を一緒に支払う場合
- ・番号6：一般的退職手当等 + 番号4 通常の退職金に加え、ストックオプションの行使益を併せて支給する場合。この場合摘要欄に行使益の金額を記入。
- ・番号7：一般的退職手当等 + 番号3・4の両方の利益 通常の退職金に加え、株式関連の利益(譲渡制限付利益とストックオプションの行使益)をまとめて支給
摘要欄に譲渡制限付利益とストックオプションの行使益それぞれの利益額を記載。

加入している制度のパターン別留意点

I.市共済のみ加入の場合

作成した源泉徴収票（受給者交付用）は、本人に交付します。

II.市共済と全国共済に加入の場合

- ・市共済分源泉徴収票を作成し、福祉医療機構の指示に従ってご提出ください。
- ・施設から本人あて源泉徴収票を交付する必要はありません。最終支払者である福祉医療機構が、市共済分も合算した源泉徴収票を発行し、本人に交付します。

Ⅲ. 市共済と、全国共済以外の制度(法人以外が支払者)に加入の場合

Ⅲ-1 市共済からの支給が先の場合

- ・他制度の退職手当請求手続きを退職者本人が行う場合は、Iと同様に本人に源泉徴収票を交付します。
- ・全国共済と同様に、最終の支払者が退職所得を合算して源泉徴収票を作成します。市共済からの退職給付金給付後に支払を行う他制度実施機関へ、申告書と源泉徴収票の提出が必要です。詳しくは、他制度実施機関の指示に従ってください。
- ・市共済分源泉徴収票を作成し、他制度退職手当請求書類に添付します。申告書には、A欄のほか、B欄・E欄に市共済分退職所得に関する事項を記入のうえ、他制度実施機関へ提出します。
- ・施設から本人あて源泉徴収票を交付する必要はありません。最終支払者である他制度実施機関が、市共済分も合算した源泉徴収票を発行し、本人に交付します。

Ⅲ-2 他制度からの支給が先の場合

- ・市共済から退職手当を受ける前に他から退職手当を受けている場合、申告書 B 欄・E 欄に記入があり、源泉徴収票が添付されています。
- ・先に支給されている他制度の退職所得と市共済の退職所得を合算して、源泉徴収票を作成し、本人に交付します。

※基本的な源泉徴収票発行の方法・考え方は P8～9のとおりですが、下記事項等の違いがありますので、ご注意ください。

- ・区分の2段目に市共済からの退職所得を記入 
- ・勤続年数は他と市共済と比べて長い方 + 重複していない期間 
- ・摘要欄に、先に支給された退職手当の金額等を記入 
- ・退職所得の合計金額から退職所得控除額を控除し、0より大きくなれば源泉徴収税額・特別徴収税額を計算し、先の支払者により徴収されている分を差し引いた額を徴収する。 

令和 年分 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票

支払を受ける者	住所又は居所					
	令和 年	1月1日の住所				
	氏名	(役職名)				
区	分	番号	支払金額	源泉徴収税額	特別徴収税額	特別徴収税額
所得税法第201条第1項第1号並びに地方税法第50条の6第1項第1号及び第328条の6第1項第1号適用分						
所得税法第201条第1項第2号並びに地方税法第50条の6第1項第2号及び第328条の6第1項第2号適用分						
所得税法第201条第3項並びに地方税法第50条の6第2項及び第328条の6第2項適用分						
退職所得控除額						
勤続年数						
退職年月日						
(摘要)						
支払者	住所(居所)又は所在地					
	氏名又は名称					
			(電話)			

316

Ⅳ. 市共済と、法人独自の制度など法人が支払者である制度に加入の場合

- ・法人独自の制度などからの退職所得と市共済の退職所得を合算して源泉徴収票を作成し、本人に交付する。

【参考】「退職所得の受給に関する申告書 兼 退職所得申告書」様式

国税庁ホームページ「退職所得の受給に関する申告(退職所得申告)」には、説明と入力用 PDF も掲載されています。

https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/annai/1648_37.htm

年 月 日		税務署長 殿 / 市町村長 殿		年分 退職所得の受給に関する申告書 兼 退職所得申告書											
退職手当の支払者の	所在地 (住所)	〒													
	名称 (氏名)	あなた													
	法人番号 (個人番号)	※提出を受けた退職手当の支払者が記載してください。 その年1月1日現在の住所													
このA欄には、全ての人が、記載してください。(あなたが、前に退職手当等の支払を受けたことがない場合には、下のB以下の各欄には記載する必要がありません。)															
A	① 退職手当等の支払を受けること なった年月日	年 月 日		③ この申告書の提出先から受ける 退職手当等についての勤続期 間	自	年	月	日	年						
	② 退職の区分等	<一般・障害の区分> 一般・障害 []			うち 特定役員等勤続期間	有	自	年	月	日	年				
<生活扶助の有無> 有・無			うち 一般勤続期間 との重複勤続期間	有	自	年	月	日	年						
			うち 短期勤続期間 との重複勤続期間	有	自	年	月	日	年						
			うち 短期勤続期間	有	自	年	月	日	年						
			無	自	年	月	日	年							
			無	自	年	月	日	年							
あなたが本年中に他にも退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このB欄に記載してください。															
B	④ 本年中に支払を受けた他 の退職手当等についての勤 続期間	自	年	月	日	年	⑤ ③と④の通算勤続期間	自	年	月	日	年			
	うち 特定役員等勤続期間	有	自	年	月	日		年	うち 特定役員等勤続期間	有	自	年	月	日	年
	無	自	年	月	日	年		うち 一般勤続期間 との重複勤続期間	有	自	年	月	日	年	
		有	自	年	月	日	年	うち 短期勤続期間 との重複勤続期間	有	自	年	月	日	年	
		無	自	年	月	日	年	うち 全重複勤続期間	有	自	年	月	日	年	
		無	自	年	月	日	年	うち 短期勤続期間	有	自	年	月	日	年	
		無	自	年	月	日	年	うち 一般勤続期間 との重複勤続期間	有	自	年	月	日	年	
		無	自	年	月	日	年	無	自	年	月	日	年		
		無	自	年	月	日	年	無	自	年	月	日	年		
あなたが前年以前に次の退職手当等の支払を受けた場合には、その退職手 当等について、このC欄に記載してください。															
C	(1) 前年以前4年以内に退職手当等の支払を受けた場合 (2)及び(3)の場合を除 きます。) 前年以前4年以内に支払を受けた退職手当等			⑥ 左記の前年以前に支払を受けた退 職手当等についての勤続期間	自	年	月	日	年						
	(2) 令和8年1月1日以後、かつ、前年以前9年以内に確定拠出年金法に基 づく一時金の支払を受けた場合 (3)の場合を除きます。) 次の退職手当等 ・令和8年1月1日以後、かつ、前年以前9年以内に支払を受けた退職手当等 ・令和8年1月1日前、かつ、前年以前4年以内に支払を受けた退職手当等				⑦ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑥の勤 続期間と重複している期間	自	年	月	日	年					
	(3) 本年中に確定拠出年金法に基づく一時金の支払を受ける場合 前年以前 19年以内に支払を受けた退職手当等				⑧ うち 特定役員等勤続 期間との重複勤続期間	有	自	年	月	日	年				
		無	自	年	月	日	年	無	自	年	月	日	年		
		無	自	年	月	日	年	⑨ うち 短期勤続期間 との重複勤続期間	有	自	年	月	日	年	
		無	自	年	月	日	年	無	自	年	月	日	年		
A又はBの退職手当等についての勤続期間のうち、前に支払を受けた退職手当等についての勤続期間の全部又は一部が通算されている場合には、その通算された勤続期間等につ いて、このD欄に記載してください。															
D	⑧ Aの退職手当等についての勤続 期間(③)に通算された前の退職手 当等についての勤続期間	自	年	月	日	年	⑩ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑧又は ⑨の勤続期間だけからなる部分の期間	自	年	月	日	年			
	うち 特定役員等勤続期間	有	自	年	月	日		年	⑪ うち 特定役員等勤続期間	有	自	年	月	日	年
	無	自	年	月	日	年		⑫ うち 短期勤続期間	有	自	年	月	日	年	
		有	自	年	月	日	年	⑬ ⑦と⑩の通算期間	自	年	月	日	年		
		無	自	年	月	日	年	⑭ うち ⑧と⑨の通算期間	自	年	月	日	年		
		無	自	年	月	日	年	⑮ うち ⑩と⑪の通算期間	自	年	月	日	年		
		無	自	年	月	日	年	無	自	年	月	日	年		
B又はCの退職手当等がある場合には、このE欄にも記載してください。															
E	区分	退職手当等の支 払を受けたこと となった年月日	収入金額 (円)	源泉徴 収税額 (円)	特別徴 収税額 市町村民税 (円)	支 払 を た 日	退職 の 区 分	老 給 付 金	支 払 者 の 所 在 地 (住所)・名称(氏名)						
	一般	・	・	・	・	・	一般	・	・						
	特定 役員	・	・	・	・	・	障害 一般	・	・						
	短期	・	・	・	・	・	障害 一般	・	・						
C	・	・	・	・	・	障害 一般	・	・							

07.06改正

注 意 事 項

(規格A4)

- この申告書は、退職手当等の支払を受ける際に支払者に提出してください。提出しない場合は、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額は、支払を受ける金額の20.42%に相当する金額となります。また、市町村民税及び道府県民税については、延滞金を徴収されることがあります。
- Bの退職手当等がある人は、その退職手当等についての退職所得の源泉徴収票(特別徴収票)又はその写しをこの申告書に添付してください。
- 支払を受けた退職手当等の金額の計算の基礎となった勤続期間に特定役員等勤続期間及び短期勤続期間が含まれる場合は、その旨並びに特定役員等勤続期間、短期勤続期間、年数及び収入金額等を所定の欄に記載してください。

【参考】「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」様式

(受給者交付用) 個人掛金返還のみの退職者以外全員分を作成。
 市共済のみの場合と、施設・法人が最終支払者になる場合は、施設・法人から退職者本人へ
 交付する。
 全国共済他、最終支払者が施設・法人以外になる場合は、申告書に添付する。

令和 年分 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票

支払を受ける者	住所又は居所											
	令和 年 1月1日の住所											
	氏 名	(役職名)										
	区 分 番号	支払金額	源泉徴収税額	特別徴収税額		市町村民税		道府県民税				
所得税法第 201 条第1項第1号並びに 地方税法第 50 条の6第1項第1号及び 第 328 条の6第1項第1号適用分												
所得税法第 201 条第1項第2号並びに 地方税法第 50 条の6第1項第2号及び 第 328 条の6第1項第2号適用分												
所得税法第 201 条第3項並びに地方 税法第 50 条の6第2項及び第 328 条 の6第2項適用分												
退職所得控除額		勤 続 年 数	就 職 年 月 日	退 職 年 月 日								
		年	年 月 日	年 月 日								
(摘要)												
支払者 <small>(受給者交付用)</small>	住所(居所) 又は所在地											
	氏名又は 名 称	(電話)										

316

(税務署提出用) すべての受給者について、源泉徴収票等を税務署と市区町村へ提出する。

令和 年分 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票

支払を受ける者	個人番号											
	住所又は居所											
	令和 年 1月1日の住所											
	氏 名	(役職名)										
区 分 番号	支払金額	源泉徴収税額	特別徴収税額		市町村民税		道府県民税					
所得税法第 201 条第1項第1号並びに 地方税法第 50 条の6第1項第1号及び 第 328 条の6第1項第1号適用分												
所得税法第 201 条第1項第2号並びに 地方税法第 50 条の6第1項第2号及び 第 328 条の6第1項第2号適用分												
所得税法第 201 条第3項並びに地方 税法第 50 条の6第2項及び第 328 条 の6第2項適用分												
退職所得控除額		勤 続 年 数	就 職 年 月 日	退 職 年 月 日								
		年	年 月 日	年 月 日								
(摘要)												
支払者 <small>(税務署提出用)</small>	個人番号 又は法人番号	(右詰で記載してください。)										
	住所(居所) 又は所在地											
	氏名又は 名 称	(電話)										
整 理 欄		①									②	

○個人番号又は法人番号欄に個人番号へ12桁を記載する場合には、右詰で記載します。

316

国税庁ホームページ「退職所得の源泉徴収票(同合計表)」のページには、説明と入力用 PDF も掲載されて
 います。

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hotei/23100052.htm>